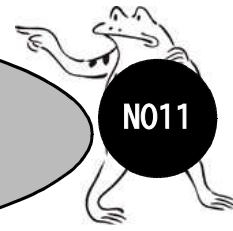


「その支出、ちよつとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の違憲訴訟団 通信

2023.10.25



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

第12回口頭弁論報告

—判決は、2024年2月7日—

9月8日、午後2時29分から約40分間にわたって最終弁論を行い、3年にわたった訴訟がついに結審となりました。原告の皆さん、弁護団の皆さん、支援・サポーターの皆さん、本当にお疲れさまでした。この難しい訴訟に全力で挑み、まずは第一段の階段を上りきったことを喜びたいと思います。

40分間、私たちの最終準備書面は、政教分離原則Bという考え方や、目的効果論に精密な再検討を加えるなど、平成の代替わりの訴訟では議論されなかった新しい、重要な視点を打ち出せたと自負しています。勝ち負け以上に、裁判所がこれら新しい問題にどう答えてくるか、楽しみでもあります。

6名の弁護士による弁論については以下その要旨を掲載します。全文はホームページをご覧ください。

【最終弁論・陳述要旨】

第一 原告らが違憲・違法とする京都府知事の行為 【加島宏 弁護士】

本件訴訟で原告らが違憲・違法とする（当該職員としての）京都府知事の行為は、遅くとも2019年5月から同年11月までの約7か月間にわたり、宮内庁からの通知、要請、案内に基づき、緊密に連絡を取り合いながら行った、一連の次の行為。

- ① 宮内庁長官から、主基地方が京都府に決定したとの通知を受領
- ② 宮内庁長官の要請に基づき、主基斎田を推薦する農業団体を斡旋
- ③ 宮内庁式部職の依頼に基づき、主基斎田抜穂の儀に京都府総代として自ら参列し、京都府農林水産部長をも参列せしめ、神道式作法で拝礼
- ④ 宮内庁式部職の依頼に基づき、皇居で新穀を供納、及び新穀供納の儀に京都府東京事務所長を派遣
- ⑤ 宮内庁長官の案内に基づき、悠紀殿供饌の儀および主基殿供饌の儀の双方に参列
- ⑥ 宮内庁長官の案内に基づき、大饗の儀第一日に出席

京都府知事によるこれら一連の関与行為、及びこれにともなう行われた京都府の本件公金支出は、国による大嘗祭執行のための24億4300万円の公金支出、及び内閣総理大臣以下宮内庁を中心とする国家機関の支援行為と同様に、それなしでは天皇の宗教である大嘗祭そのものが成り立ち得なかった性質のものである。

その意味で、京都府知事の本件関与行為は、大嘗祭執行に不可欠だったものであり、国の支援行為とともに「大嘗祭そのもの」、あるいは「大嘗祭支援行為」の共同実行で

いよいよ
判決

二〇二四年 二月七日（水） 午後二時三〇分

（抽選あり三〇分前に正門前集合）

京都地裁大法廷（地下鉄丸太町） 裁判終了後弁護士会館にて解説



あり、たとえそうでなくても国がした支援行為を幫助したと評価できる。

この点において、京都府知事の本件関与行為は、平成の代替わりに関する大分抜穂の儀参列違憲訴訟、及び鹿児島県等の大嘗祭参列違憲訴訟の各最高裁小法廷判決が対象とした「知事の単なる参列行為」単独とは、大嘗祭への問われている関与の内容、深さ、期間等あらゆる面において大きく異なっており、同列に論じることはできない。

京都府知事による本件関与行為は、政教分離原則に違反して違憲、地方自治法に違反して違法である。

〔違憲・違法につながる大嘗祭の服属儀礼の本質〕

【中島晃 弁護士】

天皇の行う宗教儀式である大嘗祭に京都府知事らが関与したことが違憲・違法であることは、これまでの本件訴訟の審理を通して明らかになってきたところであるが、まず最初に大嘗祭が服属儀礼としての本質をもっていることを高木証言や高木意見書をもとに述べることにする。

1 大嘗祭の歴史の変遷

(1) 古代大嘗祭の成立と悠紀田、主基田の点定

大嘗祭は、皇位継承に際して「天皇が行う神道式の宮中祭祀」であり、新天皇が即位した後、新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する「神饌供進と共食儀礼」を中心とする祭祀であって、それにより天照大神の神威を享受し、新天皇は神になるとされてきた。

古代、大嘗祭は毎年行われる新嘗祭と区別されていなかったが、それが通例の新嘗祭とは別に執行されたのは、天武天皇の時が初めてであり、また、持統天皇の即位の時から初めて、「即位礼」と「大嘗祭」という2つの就任儀礼が行われることになった。

こうして、大嘗祭は7世紀後半の天武・持統朝において、天皇号の成立とともに、古事記、日本書記の天孫降臨神話に呼応して成立したものである。

また、7世紀後半になると、律令制下の国郡制に基づき、悠紀国、主基国を点定して、その地で大嘗祭開始の祭祀を行い、天皇による全国土統治を顕示する服属儀礼として展開されていくことになった。こうして、天皇の政治的かつ宗教的権威が全国土の人民に及ぶことになった。

すなわち、大嘗祭で行われる悠紀田、主基田抜穂の儀は、それに先立って行われる悠紀田、主基田の点定にもとづき、抜穂の儀に参列する国司郡司など律令制下の地方豪族を服属させる宗教的儀式として、重要な意味をもつものであった。

(2) 中世に形骸化、中断

しかしその後、大嘗祭は、中世から近世に入って次第に形骸化していった。

またこれにもとない、その一部である抜穂の儀もまた形骸化していった。

とりわけ近世・江戸期における悠紀・主基の斎田は、いずれも京都御所から30km以内にある丹波国や近江国に限定されており、明治以降の悠紀・主基の斎田点定が、新しい府県制を基礎に全国的規模で行われたことと対比すると、近世における点定は形ばかりのものであった。

(3) 明治政府が天皇の就任儀礼に国家的な大嘗祭を創出

1867（慶応3）年の王政復古の太政官布告により、天皇を中心とする新政府が成立して、明治維新を迎えた。政治権力を握った明治新政府は、明治天皇の即位にあたって、仏教式就任儀礼の即位灌頂を廃止し、これに代わって神道式就任儀礼の大嘗祭を国家の祭祀として大規模に執り行った。

1871（明治4）年11月の大嘗祭に先立って行われた抜穂の儀では、悠紀地方は甲斐国（山梨県）、主基地方は安房国（千葉県）が点定された。また、再興された大嘗祭の斎田抜穂の儀では、「地方官に

命じて諸手続きを行わしめる」ものとされた。このように、再興された大嘗祭の斎田抜穂の儀は、「新しい地方官＝府県知事（大参事）」が、律令制のもとの「地方官＝国司」に対応し、天皇に服属する存在としての役割を果たす儀礼、すなわち服属儀礼と位置付けられたのである。

2 旧皇室典範と登極令による、新しい「伝統」の創出

(1) 旧皇室典範と登極令を即位儀礼に組み込んだ

1889（明治22）年2月11日、大日本帝国憲法（以下、「帝国憲法」という）が制定公布された。

この帝国憲法を受けて、同日付で旧皇室典範が制定された。旧皇室典範は、「即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」（11条）と定めていた。

即位礼と大嘗祭の古代以来の関係を振り返ると、両者は本来別個の行事であったが、これがひと続きの行事として行われることになったのは、1909（明治42）年2月制定の登極令にもとづくものであって、新しく定められたものである。これによって、天皇の就任儀礼である即位礼と大嘗祭は、登極令により一体化することになった。

このようにして、新しく制定された旧皇室典範と登極令にもとづく大嘗祭は、もはや古代（800年前）の大嘗祭の単純な復活ではなく、帝国憲法下における天皇に現人神として神聖性を獲得させるため欠くことのできない「国家の祭祀」となった。

(2) 抜穂の儀の服属儀礼性を維持

そのうえで、「登極令」では、大嘗祭抜穂の儀について、第九條で「悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ対シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム」と定めている。

さらに、登極令附式では、「斎田抜穂の儀」の儀式について、より細かな順序、次第が定められている。

このように、大嘗祭の抜穂の儀は、天皇の神聖性を高め、宮内大臣の指示のもとに府県知事が関与して行われる「国家の祭祀」とされたが、それは天武・持統天皇以降、律令的な国郡制のもとで全国土を統治する服属儀礼としての性質をそのまま引き継ぐものであった。

3 2019年の抜穂の儀に始まる大嘗祭も服属儀礼

- (1) 高木証人は2019年に行われた大嘗祭について、甲79号証の末尾にある図3の神座（概要図）、大嘗宮内図の意味することを説明するにあたり、川出清彦が「大嘗宮の儀の核心は『皇祖の大御霊を御身得される直会』であると端的に述べている。」ことを紹介したうえで、宮中祭祀の責任者である掌典の川出清彦が、戦後もこのとおりに解釈していることを明らかにした。

このように、2019年に行われた大嘗祭もまた、戦前の大嘗祭と同様に天皇が神になるための宗教的儀式としての性格を持っているといわなければならない。

- (2) さらに、高木証人は、戦前の官報に載った大禮使事務官星野輝興の「大禮本儀」を引用したうえで、「皇祖〔天照大神〕より皇祖の霊徳のこもりこもった斎庭の稲穂たる新穀をお承けになる、皇祖の霊徳をお承けになる、皇祖の霊徳を肉体的にお承けになる」こと、戦後もこうした大嘗祭に関する政府の公式見解はそのまま引き継がれたと証言している。

以上から、戦後の大嘗祭も、戦前と同様に天皇が天照大神の子孫として神になる宗教的儀式であって、決して単なる農耕儀礼とはいえないことは明白である。

(3) そのうえで高木証人は、2019年に行われた大嘗祭に、京都府知事が国家（宮内庁）の要請等に基づき主基地方の知事として様々な形で関与したのは、大嘗祭の服属儀礼としての必然の結果であると、より踏み込んだ証言をしている。

すなわち、大嘗祭は決して単なる農耕儀礼ではなく、天皇が天照大神の子孫として神となることが核心の宗教的儀式であり、主基齋田に点定された地方の京都府知事がこうした儀式に立会うことは、儀式の成立上必要不可欠であるとともに、それは服属儀礼であることを象徴するものであって、単純な社会的儀礼にとどまるものといえるものではない。

4 知事の本件関与行為は大嘗祭に不可欠

以上のとおりであるから、京都府知事が、自ら主基田抜穂の儀に参列することに始まり、大嘗宮の儀に参列・拝礼する等一連の本件関与行為は、収穫・供納された京都府の新穀が神饌として天照大神をはじめ皇室の祖霊に供進され、新しく即位した天皇がこれを祖霊とともに共食し神になるという、大嘗祭の諸儀式が滞りなく執り行われることを見守るためであり、主基田に点定された府県の行政の長として当然果たすべき重要な役割である。

以上から、齋田に点定された地域の京都府知事が行った本件関与行為は、その総体が宗教儀礼であり、かつまた服属儀礼である大嘗祭の成立に必要な不可欠であって、参加・不参加が自由に決められる社会儀礼でないことは明らかである。

第3 象徴天皇制下における天皇の宗教のあり方と本件参列等の違憲性

【諸富健 弁護士】

1 2種類の政教分離原則

- (1) 政教分離原則には、<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>と<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>の2種類がある。
- (2) <いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>は、アメリカやフランスなどの共和政国において展開してきた政教分離原則の問題である。ここでは、万人が平等な諸個人からなる近代社会が想定され、国家は基本的には宗教的に無色であるべきものであるが、社会にはいろいろな宗教的主体、教会が存在する。国家は、そのどれにも肩入れすることなく平等な距離を取るべきである。これが、<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>である。
- (3) これに対し、日本には世襲の君主がいる。しかも、その君主はもともと宗教的存在であることが分かっているが日本国憲法の天皇に据えた。すなわち、君主が統治機構にいてなおかつ宗教的な存在でもあるという点が共和政国にはない日本独自の特徴となる。この場合における政教分離原則については、日本国憲法の構造、あるいはなぜ日本国憲法において国教会制でもなく政教分離と国教会制の間に立つ中間型でもない政教分離原則を日本国憲法が採用したのかというそもそもの理由との関連で深く考えなければならない。それが、<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>である。

2 日本における政教分離原則導入の経緯

- (1) 第二次世界大戦は、日本がポツダム宣言を受諾することによって終戦を迎えた。ポツダム宣言は、第

一に日本の対外的な軍国主義の根絶を求めた。そして、軍国主義を根絶するためには対内的な体制としての外見的立憲主義の憲法、すなわち天皇主権の憲法体制あるいは神権的天皇制の憲法体制を改めて、立憲的意味の憲法に国内体制を変えなければならない。そこで、対外的な軍国主義の根絶と同時に、対内的な民主主義、人権保障の徹底をセットで求めた。この対内的要請が立憲的意味の憲法を求め、それが日本国憲法の制定へとつながっていくというのが歴史的経緯であった。

- (2) その過程において、戦前に支配的であった国家神道体制をどうすべきかが問題となった。戦前の国家神道体制には二つの柱があり、一つは統治機構の一角を占める天皇の皇室祭祀、もう一つは社会に張り巡らされた組織的な神社神道である。この両方がブリッジする形で国家神道体制ができたのだが、これはもともと日本にあったものではなく、国際社会で伍していくための強力な国家を作り上げるために国家統合が必要であると考えた明治国家が作り上げたものであった。1945年8月の終戦時点で日本社会を支配していた国家神道体制については、ポツダム宣言の目的を果たすためには廃棄しなければならないというのが占領権力の基本的な判断であった。そのために出された文書が1945年12月の神道指令である。神道指令は、国家神道体制の柱の一つである統治機構の天皇の宗教については全く触れずに、国教のような存在となっていた神社神道組織と国家との関係に焦点を当てて、まずは宗教と国家を分離することを目的とした。神道指令の目的規定の中に、日本において政教分離原則がなぜ求められるのかがはっきりと出ている。一つは、政治が宗教を利用してきたためそれを取り除くことが目的として書かれている。もう一つは、軍国主義的超国家主義的イデオロギーを宣伝したり流布したりするのに国家が宗教を利用してきたことからそれを排除する。これが日本における政教分離原則の原点になる。
- (3) 神道指令の主旨を説明するGHQの内部文書がスタッフスタディである。この時点において、GHQ内部では天皇制を残すことが基本的な方向性となっていたが、国際関係の中では流動的で天皇制自体がなくなる可能性もあった。そういうこともあり、スタッフスタディにおいては、日本において政教分離原則を貫徹するためには上述した国家神道体制の2つの柱のいずれも大切だけれども、神道指令は国家と社会における宗教的主体との分離の問題しか扱わない、天皇の宗教の問題については天皇制の問題として処理していくのが適切であるということが書かれている。つまり、日本において政教分離原則を採用するに当たり、国家がその皇室祭祀とどう向き合うのかということについては、神道指令の管轄外ということで書かれなかった。
- (4) 1946年2月3日にマッカーサーノートが出され、日本の憲法体制において天皇制を存置するということが確定した。その後、GHQの憲法草案が出され、それを受けて日本政府案としての日本国憲法案が出て、これが帝国議会の審議を経て同年11月に日本国憲法が制定された。こうした過程の中で、存置されることになった天皇制をどのようなものとするかということについても日本国憲法のテキストの中で確定された。すなわち、日本国憲法全体のテキストの中で、一方で天皇制をどのように構想するか、他方で政教分離原則を導入することとの関係で、<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>が確定されたのである。
- (5) そもそも、立憲的意味の憲法を日本として採用するのが不可欠であるというポツダム宣言の趣旨からすれば、世襲の君主制を残すということは平等な諸個人からなる近代社会を想定している立憲主義原理からは原理的に正当化できない。しかしながら、天皇制が当時の日本国民に及ぼす精神的な威力は非常に大きく、天皇制を廃棄して立憲的意味の憲法を導入すると占領が終わった後に反動的に巻き戻される恐れがある。むしろ、天皇の権威を使いながら立憲的意味の憲法を日本に馴染ませる方が得策ではないか。こういった政治的判断から、GHQは天皇制を残すことを決断した。その結果、立憲的意味の憲法という日本国憲法の中に、天皇制という立憲的憲法秩序が及ばない領域が残ってしまった。
- (6) そこで、どのように全体を構想したのかが問題となるが、一つは立憲主義からは正当化できない世襲の君主制を残すけれども、イギリス型君主制よりもさらに君主の権限を名目化した君主制として天皇制を構想した。次に、日本の戦前の軍国主義は天皇と軍との結合が猛威を振るった結果であったこと

から、軍と天皇の結合を断つために軍自体を持たないという選択を憲法9条という形で書き込んだ。そして、3つめに、戦前天皇の宗教が社会に浸潤して軍国主義と超国家主義のイデオロギーを流布したことから、政教分離原則を採用して国家神道体制を破壊した。

3 政教分離原則の規範内容

- (1) 以上見てきたように、国家神道体制を廃棄するその裏側として政教分離原則が採用された。国家神道体制には上述したように2つの柱があるのであり、その両方に手当をしなければならない。そういう意味で、<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>と<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>のいずれについても、憲法20条及び89条が根拠条文と言える。
- (2) 他方で、神道指令は占領が終わると効果がなくなるものだから、それを占領後もしっかり日本の社会に根づかせるために、憲法20条、89条が書き込まれたというように言われる。とすると、神道指令の管轄範囲である<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>については、憲法20条、89条が根拠条文となる。

これに対し、<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>は、神道指令後天皇制を存置することが決まった後に、天皇制をどのように憲法に書き込むかという過程の中で確定していったものであるから、憲法第1章がその規範を作っていると解釈することができる。

前述したように、イギリス型立憲君主制を念頭に置きながらもさらにその君主の権限を名目化するという形で構想し書き込んだのが日本国憲法の象徴天皇制である。憲法4条は、国家機関としての天皇の「公」は国事行為に限ると定めており、天皇職にある人、皇位にある人のその他の活動は「私」、すなわち国家と関わりない「私」だという規範を定めている。したがって、<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>については、「私」の中に皇室祭祀も入ってくることから、憲法4条が根拠条文になると解釈することができる。

- (3) <いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>において、国家は宗教的に無色の存在であり、他方の社会には多様な宗教的主体がいるけれども、それは全て「私」として国家は平等な距離を取る。これは、国家と社会の二元論における「公」と「私」との関係の規定するものである。

これに対し、皇位にある人の「私」領域は、立憲的秩序の及ばない領域であり、社会の中ではなく国家と紐付いた特殊な「私」である。この「私」の中に天皇の宗教、皇室祭祀の問題は閉じ込められるべきであり、これが<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>の規範内容となる。

天皇の宗教というのは、天照大神の神勅に基づいて日本の統治を行う正当な権限が天皇家の代々に承継されるという宗教であり、戦前の神権天皇制を正当化した皇室祭祀がある宗教である。ここに国家が関わっていくとまずは国家の「公」が損なわれ、やがて我々社会の諸個人の信教の自由も損なわれることにつながる。したがって、国家は天皇の宗教に厳密に関わってはならない、これが<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>の求められるゆえんである。

こうした観点に立つと、皇位にある人による君主の宗教への実践に対して公的に関与することは憲法上許されないことになる。

4 過去の最高裁判例の大きな誤り

以上のとおり、政教分離原則には、<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>と<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>という性格の異なる2種類があるにもかかわらず、政教分離原則が争点となった事案において、最高裁は津地鎮祭訴訟以来、一貫して<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>としてしか把握してこなかった。平成の天皇代替わり諸儀式が問題となった鹿児島大嘗祭訴訟や大分抜穂の儀違憲訴訟の最高裁判決も、<「君主の宗教」問題に対する処方箋

としての政教分離原則>について考慮することなく、君主の宗教が問題とならなかった津地鎮祭最高裁判決でできあがった判例法理の枠組みを前提として簡単に合憲と判断してしまった。ここに過去の最高裁判例の大きな誤りがあるといえる。

5 本件参列等は違憲である

被告は、大嘗祭関連諸儀式に京都府知事らが参列することは社会的儀礼であると主張する。

しかし、<いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則>が妥当する領域ならいざ知らず、本件のように「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>が問題となる事案において社会的儀礼だと判断すると、立憲的秩序そのものを揺るがすことになる。

すなわち、天皇の代替わり儀式に関しては、一方で国事行為が行われ、他方で皇室行事が行われる。そして、基本的には、国事行為は宗教色のないものとして設定され、皇室行事は天皇の伝統的な儀式、宗教性に基づいて実施される。国事行為に国家の要人が出席するということが十分社会的儀礼は果たされるのであり、戦前の天皇主権の元となった信仰に基づく宗教儀式に関わることは積極的に禁止される。<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>からは、こうした規範が導かれることになる。

したがって、大嘗祭関連諸儀式に京都府知事らが参列することは、<「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則>に違反し、違憲違法である。

第四 従前の政教分離原則の考え方も、違憲

【中島光孝 弁護士】

京都府知事らによる本件関与行為は、既に述べたとおり、「君主の宗教」問題に対する処方箋として日本国憲法に組み込まれた政教分離原則に違反する。

仮に、従前の最高裁判決が示した目的効果基準を適用したとしても、本件関与行為はやはり政教分離原則に違反する。

1 ありうべき「目的効果基準」

空知太神社事件最高裁判決や孔子廟訴訟最高裁判決は、いわゆる「目的効果基準」を採用しなかったといわれている。しかし、最高裁判所が目的効果基準それ自体を放棄したとまではいえない。

目的効果基準は、津地鎮祭最高裁大法廷判決（津大法廷判決）が定式化し、その後の愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決（愛媛大法廷判決）なども踏襲している。しかし、津大法廷判決の目的効果基準は問題点が多く、それは、アメリカのレモンテスト、エンドースメント・テストなどの影響を受けた愛媛大法廷判決によって変容を受けていると解される。愛媛大法廷判決や横田耕一証言なども参照すれば、目的効果基準は以下の3つの審査を経るものとして運用されるべきである。

① 目的審査

国の行為の実際の目的が宗教を是認する裏書きのメッセージまたは宗教を否認するメッセージを伝えることを意図したかどうかを審査する。積極的であれば、国の行為は政教分離規定に違反し違憲と判断される。

② 効果審査

国の実際の目的にかかわらず、審査に付されている行為が、事実上、宗教を是認する裏書きのメッセージまたは宗教を否認するメッセージを伝える効果をもつかどうかを審査する。積極的であれば、国の行為は政教分離規定に違反し違憲と判断される。

③ 過度のかかわり合い審査

宗教的諸制度と過度のかかわり合いがあるかどうかを審査する。積極的であれば、国の行為は政教分

離規定に違反し違憲と判断される。

2 目的効果基準によれば本件関与行為は違憲である

(1) 京都府知事らの本件関与行為は、前記の3つの審査のいずれにおいても違憲であることを免れない。

知事らの参列等は、天皇が主宰する宗教儀式に参列するというその外形からみて、天皇が主宰する宗教儀式を是認する裏書きのメッセージとなっている。したがって参列等の目的は天皇が主宰する宗教を是認するものであったと判断される。仮に、津大法廷判決が定式化した目的効果基準によったとしても、一般人の意識において、大嘗祭が慣習化した社会的儀礼として世俗的な行事と評価しているとはいえず、主宰者である天皇だけでなく、参列した知事等においても、慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価しているとはいえない。したがって、本件関与行為は宗教的意義をもつものと解される。

次に、京都府知事らの本件参列等が、一般人に対し、京都府知事らが天皇の主宰する宗教儀式である大嘗祭を他の宗教儀式とは異なり特別に支援しており、大嘗祭が他の宗教儀式とは異なる特別のものであるとの印象を与え、大嘗祭への関心を引き起こすものであることは明らかである。したがって、効果審査においても違憲であることを免れない。また、本件参列等が天皇の主宰する宗教儀式である大嘗祭に対する援助、助長、促進という効果をもつことは明らかであるから、津大法廷判決による基準によっても違憲である。

次に、大嘗祭の挙行にあたっては、宮内庁や京都府の公務員が公務として連絡業務等を行い、さらに宮内庁職員が大札委員会を設置して、儀式の執行の取り仕切りを行い、その便宜を図っている。仮に、天皇の地位にない者が代替わりに伴う儀式を挙行する企画をたて、その援助を政府ないし権力に要請しても受け入れられないことは明白である。したがって、国においても、京都府知事らにおいても、天皇が主宰する宗教儀式に過度に関わり合いをもったということができ、この点からも違憲である。仮に、「過度のかかわり合い」を独立の要件とせず、「相当とされる限度を超えるかどうか」を判断する津大法廷判決によっても、目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教儀式を援助、助長、促進する本件関与行為の宗教とのかかわり合いは相当な限度を超えているものと評価されることになり、やはり違憲となる。

第五 地方自治法違反

本件関与行為は、地方自治法2条2項の「事務」に該当せず、したがって地方自治法にも違反する違法な行為である。

日本国憲法は、大日本帝国憲法にはなかった「地方自治」について独立の章を設け、地方分権主義が憲法上の根拠を有することになった。

日本国憲法施行と同時に施行された地方自治法は、「地方自治の本旨」を掲げた憲法92条を具体的するものであった。地方自治法は1999年の大改正によって、地方分権主義が一層強化された。新設された地方自治法1条の2は、地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」を広く担うものとされた。「地方」と「中央」に従属関係がないことが一層明確にされた。

大改正後の地方自治法からすると、同法2条2項の「地域における事務」は以下の要件を充たすことが必要である。

- ① 内容的には「住民の福祉の増進を図るための住民に身近な行政として住民から信託されたと解することができること」(地方自治法1条の2第1項、2項、憲法前文)。

- ② 手続的には「国から独立して地方公共団体が自主的に地域における事務として行うことを決定したこと」（同法1条の2第1項）
- ③ 手続的には、「地方公共団体において民主的に地域における事務として行うことを決定したこと」（同法1条）

本件関与行為は「住民に身近な行政」とはいえず、京都府が自主的に地域における事務として行うことを決定したとはいえず、また、京都府において民主的に地域における事務として行うことを決定したとはいえない。

したがって、本件関与行為は地方自治法が認めていないものであり、同法違反であることを免れない。

第六 結語

【定岡由紀子 弁護士】

原告駒込は、地域の神社で行われる公立学校への新入学児童「祈願祭」にキリスト教徒である長女を参加させるわけにいなかった経験を証言し、「地域のお祭りなんだから集まって当然、学校がそれを手伝うのも当然」と考えるのが多数派なのだから問題がないと考えることは、宗教的マイノリティーを多数者に従わせる暴力であると訴えた。

原告朴は、在日朝鮮人二世として日本社会で受けてきた数々の差別について語り、戦前の日本が冒した侵略戦争や朝鮮の植民地支配の責任を曖昧にしてきたことがその原因である、その中心的役割を果たした国家神道を排除するはずの信教の自由、政教分離がないがしろにされている、と訴えた。

証言の機会のなかった他の原告らも、いずれも、多数者にとって「普通」「当然」とされる考えや行動様式に生きづらい思いを強いられてきた。憲法の政教分離原則による思想・信教の自由の保障は、とりわけ少数者にとっての人権保障の要である。少数者の人権保障の問題が、多数者にとっての「普通」「当然」に左右されてはならないというのが、提訴に踏み切った原告らの思いである。

明らかな宗教的儀式を「社会通念上」儀礼の範囲にとどまるなどとして許容するのか否か、裁判所には、原告らの思いを正面から受け止め、裁判官職の矜持にかけて、憲法の本来の意味を正視し、優れた憲法判断を示すことを求める。

傍 聴 「感想記」

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟結審

2020年の11月4日に京都地裁に提訴／翌年2021年の2月9日に第1回の口頭弁論で始まり／2023年の9月8日に結審。

私にとっては足かけ4年に亘り、事務局員として初めて関わってきた裁判ということでもあり、なにか清しいというか、緊張するというか、新鮮な感覚で「結審」の日を迎えました。

それ故か、いつもより1時間も早く裁判所に着くも、すでに馴染みのある何人もの人が。私だけでなく、みんななにかしらいつもとちがうあらたまったような顔つきで法廷に着席。

定刻の2時半より、まだすこし早いので油断していたところ、音もなく突如裁判官登場。

「おまたせしました。まだ1分ほど早いですが開廷してもよろしいでしょうか?」「はい」で裁判が始まりました。最初に、弁護団長の加島さんがいつもよりいっそう神聖な面持ちで、メモも見ずに大嘗祭とは京都府知事の参列行為が不可欠である服属儀礼であり、天皇の神聖性を高め神になるという宗教儀式であり、けっして単なる社会的儀礼や五穀豊穰を願う儀式ではないとゆっくり語り始められました。

私は弁護団長にもほとぼる結審の日の緊張感に、思わず姿勢をただし聞きいりました。

この訴訟・二人目の裁判長で、一人目はなんとも冷たい感じの女性裁判長でした。鼻にかかった小声で喋られるので、なにを言ってるのか聞きとりずらく苦手でした。

しかし、今度の植田裁判長は毎回「おまたせしました」で始まり滑舌の良いしっかりとした口調で聞きとりやすく、つねに発言者の顔を不動の姿勢で直視しつづけるので、二人のギャップに戸惑いながらも、つい

私は好感をもってしまったのですが、弁護団の方や事務局の人にとっては、なにかしら胡散臭い感触で受けとめられています。加島さんは、姿勢や態度は良いが、ちっとも発言を筆記しないということは、ただのポーズじゃないか、態度の良い裁判長になんども、うらぎられてきた。愛想のええやつほどタチが悪いとも。

また、法廷で何の発言もしない被告側弁護士に対し「こんなけ言われてあなたがた、なにかいうことあるんじゃないですか？」とも聞かない。被告に反論の機会をもたせることなく判決を書くということはまずない。ということは、被告はよけいな発言をひかえ、すべて裁判所におまかせし、これまでの判例どおりの判決をひきだすおさまりのショータイムを裁判長と演じてきただけなのか。さてどうなることでしょうか。

判決は来年の2月7日午後2時半。半年も時間があるということは、しっかり判決を書いてくださるのか。
(事務局員・青柳林)

恒例の裁判後かみ砕き報告集会

かみ砕き 報告集会

最終弁論終了後、裁判所隣の弁護士会館で報告集会が持たれ、加島弁護士は次のとおりコメントした。

平成の代替わり関係の最高裁判決は、大分、鹿児島、東京、神奈川、4つとも、呼ばれて参列しただけだから問題ないという判決。それらは、私たちの訴訟と一見同じような訴訟に見えるが、そうではない。

大分主基田抜穂の儀違憲訴訟は、訴え自体が知事の主基田抜穂の儀の参列のみを問う訴訟だった。しかし、今回の訴訟の訴えでは、知事らは単に主基田抜穂の儀に参列しただけではなく、斎田の選定から宮内庁と連絡を取り、新穀献納の儀、大嘗宮の儀、大饗の儀と大嘗祭の一連の儀式に参列し、大嘗祭との関わりが期間的にも深さ的にも全く違う。大嘗祭に国が24億円支出したのと同様に京都府の協力がなければ大嘗祭が成り立たず、招待されたから参列したという単純なことではすまされない。

諸富弁護士は、佐々木先生の新しい論点についてどう向き合ってくれるかがポイントとコメント。

判決は来年の2月7日に出るが、今回の訴訟では、佐々木理論の他にも目的効果基準について掘り下げた主張、地方自治法上の主張等々前回の天皇代替わり関係訴訟では議論されていない新たな視点からの主張に対して裁判所がどう答えるか見ものである。 みなさんご注目！
(事務局員・高橋靖)

報告と お知らせ

◆「政教分離訴訟全国集会」報告 → 7/28.29、東京で開催。佳境に入った各地訴訟の熱のこもった論議がなされ、次回第36回は山口と決定し閉会した。

◆ 第11回靖国神社への「合祀取消要求行動」報告 → 9/19 炎天下参加者は靖国神社大鳥居前に集合。午前11時社務所に向かう。参加者全員（遺族8名、事務局他3名）会議室に。靖国神社側は2名の職員（松本聖吾／後藤智司）が対応、と言っても最低限の対応のみで、ほぼ無言。参加遺族全員、「合祀取消」への思いを述べ、会からは抗議文を、又当日参加出来ず、代行提出の「合祀取消要求書」18名分、17通を手渡し、約1時間の面談を終えた。参加遺族の皆さんは高齢ながら、「靖国合祀」から身内を取り戻す事への「執念」を感じた半日の行動だった。

2024年第12回の「合祀取消要求行動」、一層広がりをもって続けていきたい。再び「靖国神社」が息を吹き返し、新しい合祀者を出す前にあなたも非戦の思いを込めて、「合祀NO！」の意思表示をしませんか？

★ 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟公開学習会「天皇の宗教」と政教分離原則 → 11月19日（日）13:30～キャンパスプラザ京都・第1会議室／講演：佐々木弘通（東北大学教員）／対談：佐々木弘通・諸富 健

★ 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟・判決 → 2024年2月7日（水）14時30分～
京都地裁大法廷／裁判終了後弁護士会館にて判決解説集会

● 即位大嘗祭違憲訴訟、4年半の弁論を経て10/11結審、こちらもいよいよ判決 →

2024年 1月31日（水）15時～ 東京地方裁判所 103号法廷

◆ サポーター引き続き募集中 年会費 一口 1,000円

郵便振込口座番号 00980-8-3507 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団



